公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２４８５号
札幌市豊平区西岡４条２丁目10番34―212号
債務者　加藤　正成
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７８３号
札幌市北区新琴似７条14丁目６番16―２号ピースフル三和302号、申立時の住所札幌市北区新琴似11条17丁目３番27号
債務者　秋山　順子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８１７号
札幌市東区北39条東15丁目１番27―901号
債務者　山田　正樹
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８６１号
北海道千歳市日の出３丁目４番８号
債務者　大平　哲也
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８６２号
北海道千歳市末広８丁目１番２―202号　市営住宅いずみ団地
債務者　谷黒　和子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９０１号
札幌市中央区宮の森４条２丁目２番３―302号
債務者　オポンド　ピーター　アグレ（ＯＰＯＮＤＯ　ＰＥＴＥＲ　ＡＧＧＲＥＹ）
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０号
札幌市中央区宮の森１条14丁目５番28―103号
債務者　田中　　巖
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８１号
北海道恵庭市有明町６丁目５番11号
債務者　目黒　一明
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２号
北海道恵庭市有明町６丁目５番11号
債務者　目黒　政子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５４号
札幌市手稲区富丘３条５丁目６番23―101号
債務者　渡邊　正則
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５６号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目４番19―402号、申立時の住所札幌市厚別区厚別中央５条４丁目11番６号　第３ホクホウハイツ201号
債務者　吉田　達也
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６８号
札幌市西区発寒12条11丁目３番20号
債務者　高橋みどり
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６９号
札幌市東区北16条東７丁目２番１―203号
債務者　對馬　丈仁
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４２号
札幌市西区琴似４条６丁目５番６―105号
債務者　佐藤　和枝（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６０号
札幌市中央区南21条西９丁目１番８―701号
債務者　石立　浩子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０２号
札幌市北区北27条西７丁目２番18号　コーポ寿１号
債務者　佐藤　清美
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１２号
札幌市白石区北郷２条13丁目５番14号　ロイヤルコート平和１号
債務者　富樫　和彦
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部